

## 公益社団法人魚津市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人魚津市シルバー人材センタ一定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）の規定に基づき、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、かつ、1日の勤務時間が7時間を超え、1週間に3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等 公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員には、報酬等を支給することができる。

- 2 理事長は、1週間に2日以上勤務するものとし、月額報酬を支給する。
- 3 常勤役員には、月額報酬を支給する。
- 4 非常勤役員には、役員会及び役員会以外の会議等に出席したとき、報酬を支給する。
- 5 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 非常勤の理事の報酬額は、別表1に定める金額の範囲内において理事会で決定する。

- 2 非常勤の監事の報酬額は、別表1に定める金額の範囲内において監事の協議によって決定する。

### (報酬等の支給日及び支給方法)

第5条 理事長及び常勤役員の報酬の支給日は、毎月25日とし、その支給方法はセンター職員給与規程第4条の規定を準用するものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、その都度支給する。

### (費用)

第6条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 費用の額は、別表2により予算の範囲内とする。

### (公表)

第7条 公益社団法人魚津市シルバー人材センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則 (平成22年5月26日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 (第4条関係)

理 事 長	月額3万円まで
常勤役員	月額20万円まで
非常勤役員	役員会1回につき3,000円まで 役員会以外の会議等 1回につき1,500円

別表2 (第6条関係)

役員の管外職務に係る費用	センター旅費規程に定める金額
その他	実費